

緊急事態宣言発令にともなう当組合の新型コロナウイルス対策について

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今般、政府は1都3県に緊急事態宣言を発令し、外出の自粛を要請しました。
つきましては、1月12日（火）から、前回の宣言発令時と同様に組合業務を以下の
とおり変更させていただきます。

1. 窓口業務の休止（書類の受け渡しは郵送のみ）
2. 電話対応の休止（お問い合わせは郵送またはFAX、ホームページの問い合わせ
フォームよりお願いします）
3. 職員の一部、在宅勤務の実施（半数ずつの交代勤務）
4. 毎週水曜日の休業

在宅勤務の実施などにより、職員の人数を減らして業務を行います。このため、従来よりも手続きに時間を要する場合があります。また、手続きの処理にあたっては、健康保険証、各種証明書の発行を優先的に行わせていただきます。

ご不便をおかけし申し訳ありませんが、趣旨ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上

担 当：企画総務課

Tel 03-3462-6550